

# 青森県報

号外第十七号

令和二年  
三月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

○青森県建設工事請負標準契約約款の一部改正……………(財務部課議) ……

## 告示

### 青森県告示第百二十五号

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 中 五

### 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款(平成31年3月青森県告示第221号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「による」の次に「催告、」を加える。

第4条(A)第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項」に改め、「係る」の次に「契約保証金(契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値)の額、」を、「保険金額」の次に「(第5項において「契約保証金の額等」という。)」を加え、同(A)第4項中「契約保証金(契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値)の額又は第2項の保証金額若しくは保険金額(以下この項に

において「契約保証金の額等」という。)」を「契約保証金の額等」に改め、同項を同(A)第5項とし、同(A)中第3項を第4項とし、第2項の次に次の一項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる措置を講じる場合は、当該措置は、第46条第2項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第4条(B)第1項中「瑕疵担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改め、同(B)第2項中「次項」を「第4項」に改め、同(B)中第3項を第4項とし、第2項の次に次の一項を加える。

3 第1項の規定により受注者が講じる措置は、第46条第2項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

3 受注者が前払金の使用、部分払等によってもなお工事目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を工事目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、その使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第15条第4項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵を発見した場合において、当該支給材料又は貸与品を工事に」を「種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)等があり」に改める。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「において」を「において、」に改め、同項を同条第2項とする。

第27条、第28条第1項及び第29条第2項中「第51条第1項」を「第54条第1項」に改める。

第40条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第40条(A) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

だし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

第40条(B) 発注者は、引き渡された工事的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、工事的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第43条第1項中「次条各号」を「第44条の2各号又は第44条の3各号」に改め、同条第2項第3号中「瑕疵担保債務」を「契約不適合を保証する債務」に、「の瑕疵」を「の契約不適合」に改める。

第44条の前の見出し、同条及び第44条の2を削る。

第45条に見出しとして「(発注者の任意解除権)」を付し、同条中「前2条」を「次条又は第44条の3」に改め、同条を第44条とし、同条の次に次の三条を加える。

(発注者の催告による解除権)

第44条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(4) 第6条、第10条第1項第2号又は第17条の規定に違反したとき。

(5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(7) 受注者又はその現場代理人若しくはその他の使用人が発注者の行う監督又は検査を妨げたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条の3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 受注者が第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) 受注者が工事的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が工事的物を除却した上で再び建設しなければ、この契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者が工事的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。

(7) 工事的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第11号において同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。第11号において同じ。)が

経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 受注者が第48条又は第48条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（アからオまでに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者）が次のいずれかに該当するとき）。

ア 暴力団員であると認められるとき。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

オ 暴力団員と交際していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

キ その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者）がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの工事に係る下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

ク アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの工事に係る下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約（キに該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

(12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名宛人となつていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したと

き）。

(13) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名宛人となつていない場合にあつては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき）。

(14) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(15) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第44条の2各号又は前条各号に掲げる場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第46条第1項(A)第1号中「第44条又は第44条の2」を「第44条の2又は第44条の3」に改め、「により」の次に「工事的物の完成前に」を加え、同(A)第2号中「受注者が」を「工事的物の完成前に」、受注者が」に改め、同条第1項(B)第1号中「第44条又は第44条の2」を「第44条の2又は第44条の3」に改め、「により」の次に「工事的物の完成前に」を加え、同(B)第2号中「受注者が」を「工事的物の完成前に」、受注者が」に改め、同条第1項(C)第1号中「第44条又は第44条の2」を「第44条の3第9号及び第11号から第15号まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の一項を加える。

3 第1項の場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は、適用しない。

第47条の前の見出しを「（発注者の損害賠償）」に改め、同条を次のように改め

る。

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工事目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第44条の2又は第44条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、第44条の2又は第44条の3の規定によりこの契約を解除した場合又は前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合において同条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

3 第1項各号又は前項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前2項の規定は、適用しない。

第47条の2第1項中「第44条の2各号」を「第44条の3第12号から第15号まで」に改め、同項中「該当するときは、」の次に「この契約を解除するかどうかにかかわらず、」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、発注者がその損害賠償金の額を超える金額についての賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、受注者が工事を完成した後においても適用があるものとする。  
第48条の見出しを「(受注者の催告によらない解除権)」に改め、同条第1項中「この」を「直ちにこの」に改め、同項第3号及び同条第2項を削る。  
第48条を第48条の2とし、同条の前に次の一条を加える。

(受注者の催告による解除権)

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第54条を第57条とし、第51条から第53条までを三条ずつ繰り下げる。

第50条中「とき、又は第44条第2項、第44条の2、第45条第1項若しくは第48条第

1項」を「とき又は第44条第1項、第44条の3第9号若しくは第11号から第15号まで、第48条若しくは第48条の2」に改め、同条を第53条とし、同条の前に次の一条を加える。

(契約不適合責任期間等)

第52条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。

4 発注者が、第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項の方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、当該契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合がある

ことを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は、適用しない。

10 引き渡された工事的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第49条第1項中「契約が」の次に「工事的完成前に」を加え、同条第3項中「第44条若しくは第44条の2」を「第44条の2若しくは第44条の3」に、「第45条第1項又は前条第1項」を「第44条第1項、第48条又は第48条の2」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「契約が」の次に「工事的完成前に」を加え、同条第8項中「第44条若しくは第44条の2」を「第44条の2若しくは第44条の3」に、「第45条第1項又は前条第1項」を「第44条第1項、第48条又は第48条の2」に改め、同条に次の一項を加える。

9 工事的完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者と受注者とが民法の規定に従って協議して定める。

第49条を第51条とし、同条の前に次の二条を加える。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償）

第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 第48条又は第48条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責め

に帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は、適用しない。

## 附 則

1 この契約約款は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事請負標準契約約款の規定は、令和2年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭